

酒々井町農業委員会 3月総会会議録

平成30年3月12日（月）
分庁舎2階第1多目的室
午後3時から午後5時まで

- 局長 それでは定刻になりましたので、会長お願いいたします。
- 会長 ただいまから平成30年3月の農業委員会総会を開会いたします。
なお、本日の総会は、議案6件、専決処理報告3件、その他2件ですので、よろしく申し上げます。
- 局長 議事の進行につきましては、会議規則により会長にお願いいたします。
- 議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、7番 飯田 隆男 委員、8番 相京 文夫 委員を指名します。
- 議長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から6について、再設定ですので、一括して事務局より説明願います。
なお、整理番号1につきましては、借受者が私ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定（自己又は同居の親族若しくはその配偶者）により、議事に参与することができません。
質疑が終わりましたら退室いたしますので、その間の議事進行につきましては、職務代理者の飯田委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。それでは、事務局の説明をお願いします。
- 局長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から6について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。先ず整理番号1についてですが、貸付者は、上本佐倉在住者、借受者は、本佐倉在住者です。設定場所は、本佐倉の農地6筆で、地目は田、面積は合計で6,317㎡、利用計画は田です。賃借料は、107,389円で、10a当たり17,000円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成25年3月1日から5年間設定されて

おりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、次の位置図をご覧ください。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。整理番号2についてですが、貸付者は、中川在住者、借受者は、上岩橋在住者です。設定場所は、中川の農地2筆、地目は田、面積は合計で2,039 m²、利用計画は田です。賃借料は、米約3俵で、10a当たり米1.5俵です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成26年3月1日から4年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は10年ということです。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。

続きまして、資料の5ページをご覧ください。整理番号3についてですが、貸付者は、中川在住者、借受者は、上岩橋在住者です。設定場所は、中川の農地4筆、地目は田、面積は合計で4,930 m²、利用計画は田です。賃借料は、米約7俵で、10a当たり米1.5俵です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成26年3月1日から4年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は10年ということです。位置につきましては、6ページの位置図をご覧ください。

続きまして、資料の7ページをご覧ください。整理番号4についてです。貸付者は、上岩橋在住者、借受者も同じく、上岩橋在住者です。設定場所は、上岩橋の農地2筆、地目は田、面積は合計で1,757 m²、利用計画は田です。賃借料は、30,000円で、10a当たり約17,000円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成25年3月1日から5年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、8ページの位置図をご覧ください。

続きまして、資料の9ページをご覧ください。整理番号5についてですが、貸付者は、成田市在住者、借受者も同じく、成田市在住者です。設定場所は、印旛沼新田の農地、地目は田、面積は1,268 m²、利用計画は田です。賃借料は、1等米90 kgで、10a当たり1等米約70 kgです。この計画は、農業経営

基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成27年3月1日から3年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、10ページの位置図をご覧ください。

続きまして、資料の11ページをご覧ください。整理番号6についてですが、貸付者は、上岩橋在住者、借受者も同じく、上岩橋在住者です。設定場所は、印旛沼新田の農地6筆、地目は田、面積は合計で8,731㎡、利用計画は田です。賃借料は、104,772円で、10a当たり12,000円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成27年3月1日から3年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、12ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は整理番号1は石井委員が欠席ですので私が説明します。整理番号2から4は小坂委員、整理番号5及び6は秋葉委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

議 長 整理番号1の私の設定ですが、農地中間管理機構を通そうと思ったのですが、相続人の〇〇〇〇さんの名義になっておりまして、〇〇〇〇さんがまだはっきりしていなかったもので、今回はっきりして、相続人代表とは書いてあるのですが、〇〇さんの後に〇〇さんがやるということで、相続人代表ということで載せてあります。賃借権も前回は高かったのですが、今回1万7千円に戻していただきまして、5年再設定ということで、利用集積させてもらっております。

小坂推進委員 整理番号2につきましては、再設定で借受け者の息子さん二人で頑張っておりますので、まったく問題ありません。整理番号3についても再設定ですので、まったく問題ありません。整理番号4についても再設定で借受け者も一所懸命やっておりますので、特に問題ありません。以上です。

議 長 整理番号5と6は秋葉推進委員よろしいですか。

秋葉推進委員 整理番号5ですけれども、こちらも再設定ということで問題ございません。

それから整理番号6番ですけれども、こちらも再設定ということで、問題ございません。

議長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質疑なし>

議長 特にないようですので、これから採決を行います。採決につきましては、整理番号ごとに行います。初めに、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号1についてですが、私は退室します。

<石渡会長退室>

職務代理者 議長が議事に参与することが出来ないという事ですので、その間、議事の進行を務めさせていただきます。第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

職務代理者 石渡会長には、中に入ってもらってください。

<石渡会長入室>

議長 飯田委員におかれましては、議事進行を行っていただきありがとうございました。続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手 全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

- 局長 挙手全員です。
- 議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号4について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局長 挙手全員です。
- 議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号4につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号5について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局長 挙手全員です。
- 議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号5につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号6について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局長 挙手全員です。
- 議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号6につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号7について、事務局より説明願います。
- 局長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号7について、説明させていただきます。資料の13ページをご覧ください。貸付者は、成田市在住者、借受者も同じく、成田市在住者です。設定場所は、印旛沼新田の農地10筆で、地目は田、面積は合計で28,981㎡、利用計画は田です。賃借料は、1等米2,610kgで、10aあたり米1.5俵です。この計画は、農業経営基盤強

化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。なお、本案件は、後の専決処理報告でも説明しますが、平成23年5月1日から10年間、借受者の親に利用権を設定していましたが、経営移譲年金を受給するため、平成30年2月1日付けで合意解約し、名義を今回の借受者（子）に移そうとするものです。位置につきましては、14ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は秋葉委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

秋葉推進委員 この方は成田市の方で、私もよく知らなかったのですが、この水田の近くで耕作している方に確認したところ、ビニールハウスで苺等も栽培しているということで、面積もかなりやっておられますので、問題ないと思います。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質疑なし>

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案農用地利用集積計画の整理番号7について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号7につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 次に、第2号議案農地法第3条許可申請についての整理番号1を議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 始める前に訂正をお願いいたします。申請地の面積が1,034 m²となっておりますが、1,000 m²の誤りですので、訂正願います。それでは、第2号議案

農地法第3条許可申請についての整理番号1について説明させていただきます。資料の15ページをご覧ください。譲受人は、酒々井在住者、譲渡人も同じく酒々井在住者で親子になります。申請地は、酒々井の農地で、地目は田、面積は1,000㎡です。申請理由ですが、譲渡人は高齢のため農業に従事できないので、贈与したいとのこと。譲受人の経営面積は、田と畑で50a以上の面積要件を満たしております。作付作目は、米で、権利の種類等は、贈与による所有権移転とのこと。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、石井推進委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。位置につきましては、16ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員 石井委員が欠席ですので私から補足説明いたします。いまこの田は、別の方が作っておりまして、荒れていませんので、このままいきたいと思います。

議長 それでは説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質疑なし>

議長 特にならなければ、第2号議案 農地法第3条許可申請の整理番号1について採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第3条許可申請についての整理番号1につきましては許可することに決定します。

議長 続きまして、第2号議案農地法第3条許可申請についての整理番号2を議題とし、事務局の説明をお願いします。

局長 第2号議案 農地法第3条許可申請についての整理番号2について説明させていただきます。資料の18ページをご覧ください。譲受人は、墨在住

者、譲渡人は、酒々井町酒々井在住者です。申請地は、墨の農地で、地目は田、面積は195㎡です。申請理由ですが、営農規模を拡大したいとのことです。

作付作目は、水稻で、権利の種類等は、売買による所有権移転とのことです。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、高崎推進委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。位置につきましては、19ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員 高崎委員の補足説明がありましたらお願いします。

高崎推進委員 この田は昔から〇〇〇〇さんが作って、賃貸していましたが、毎年大変だということで、所有者も売りたいということです。また、位置図の〇〇〇さんの田のところですが、〇〇さんは〇〇さんと〇〇〇の関係で一緒に住んでいますので、よろしくお願いします。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質疑なし>

議 長 特にないようでしたら、第2号議案 農地法第3条許可申請の整理番号2について採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全委員でございますので、農地法第3条許可申請についての整理番号2につきましては許可することに決定します。

議 長 続きまして、第2号議案農地法第3条許可申請についての整理番号3を議題とし、事務局の説明をお願いします。

局長 第2号議案 農地法第3条許可申請についての整理番号3について説明させていただきます。資料の21ページをご覧ください。譲受人は、成田市在住者、譲渡人も同じく、成田市在住者です。申請地は、印旛沼新田の農地16筆で、地目は田、面積は合計で39,994㎡です。申請理由ですが、親子間の経営移譲とのことで、第1号議案と同じく、経営移譲年金を受給するため、農地を親から子の名義に変更しようとするものです。作付作目は、水稻で、権利の種類等は、使用貸借権設定とのことです。譲受人は成田市在住ということで、成田市農業委員会から農業経営状況証明書が発行されており、田及び畑、98,239㎡を適正に耕作されていることを確認しております。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、秋葉委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。位置につきましては、22ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員 秋葉委員の補足説明がありましたらお願いします。

秋葉推進委員 先ほど第1号議案の整理番号7で説明させていただきましたが、先ほどと同様ですので、よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質疑なし>

議長 特にないようでしたら、第2号議案 農地法第3条許可申請の整理番号3について採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第3条許可申請についての整理番号3につきましては、許可することに決定します。

議長 次に、第3号議案 農地法第4条許可申請についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。

局長 第3号議案 農地法第4条許可申請について説明させていただきます。
資料の24ページをご覧ください。本申請は、農用地区域内の営農型発電施設の支柱部分の転用となります。転用期間は、営農の適切な継続を確保していく必要があるため3年間となりますが、前回、平成27年4月20日から3年間の一時転用で終期が来ることから、再度更新しようとするものです。
譲受人（申請書類上、便宜的に譲受人という）は、墨在住者です。申請地は、墨の農地で、地目は田、面積は3,252の内0.23㎡です。申請理由は太陽光発電施設用地です。立地基準ですが、先程ご説明致しましたが、本申請地は、農用地区域内の農地になります。25ページ、26ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、太陽光パネルは設置済みで、地域の平均的な単収と比較して2割以上減少している場合速やかに撤去し、農地として利用できる状態に戻さなければなりません。資材は軽く、自分で撤去するとのことですので、問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、パネル設置済みです。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木我委員 3年の更新ということで特に問題ないと思います。ちゃんと田も作って稲もできているようなので、大丈夫だと思います。

議長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質疑なし>

議長　　なお、何か疑問点等がございましたら、申請人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議長　　次に、第4号議案 農地法第5条許可申請についての整理番号1を議題とし、事務局の説明をお願いします。

局長　　第4号議案 農地法第5条許可申請の整理番号1について説明させていただきます。資料の30ページをご覧ください。譲受人は、我孫子市在住者、譲渡人は、柏木在住者です。申請地は、柏木の農地で、地目は田、面積は357㎡です。申請理由は自己用住宅用地で、権利の種類等は使用貸借権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地（第1種農地）の区域になく、また、第3種農地（駅の改札口又は高速の出入り口から300m以内）に該当しないため、第2種農地（b:代替性がなければ転用可能）と判断しました。31ページ、32ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、融資証明書が添付されており、信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、平成30年5月18日着工、平成30年9月13日に完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法は平成30年2月21日に開発行為許可申請書が提出されており、手続き済です。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、周囲には農地はありませんが、既設コンクリートブロック塀があるほか、コンクリートブロック塀がない箇所についてはマウンドアップ施工で外部への土砂流出を防止するため、日照・通風、その他土砂・雨水の流出等、とくに支障はないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長　　事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、相京委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

相京委員　　ここは〇〇〇〇さんの自宅に隣接しているところで、元水田です。今は庭と小屋になっています。この〇〇さんは、〇〇〇〇さんの〇〇の〇〇さんで

〇〇〇ということで、〇の方に行っていて住んではいませんが、定期的にこちらの方と一緒に生活していますので、問題ないと思います。周りも全部宅地になっています。ただ、周りが低いところになっていますので、雨水等の関係をちゃんとやっていただかないと、まずいのかなと思うところです。

議長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質疑なし>

議長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。次に、第4号議案 農地法第5条許可申請についての整理番号2を議題とし、事務局の説明をお願いします。

局長 第4号議案 農地法第5条許可申請の整理番号2について説明させていただきます。資料の38ページをご覧ください。譲受人は、成田市に住所を有する法人、譲渡人は、富里市在住者及び成田市在住者、伊籥在住者です。申請地は、伊籥の農地3筆で、地目は田、面積は合計で6,942㎡です。申請理由は太陽光発電施設用地で、権利の種類等は賃借権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。39ページ、40ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、平成30年5月1日着工、平成30年8月31日に完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、文化財保護法は平成30年2月23日に届出が提出されており、手続き済みです。計画面積の妥当性について、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、事業区域内山林を挟んで東側に農地がありますが、切盛高2m程度で概ね平坦地としてパネル設置を行うほか、必要に応じて土嚢、小堤、防砂ネット設置等を検討し、雨水、粉塵等の飛散防止を行うため、日照・通風、その他土砂・雨水の流出等、とくに支障はないと思われれます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、宮田委員ですが本日欠席ですので、地区担当推進委員の斉藤委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

齊藤推進委員 特には説明を受けてはいませんが、〇〇さんの所に行ったら、平らにしてやるという説明だけでした。それで分からないことがあったら、〇〇さんに聞いてほしいとのことでした。資料に契約年数は書いてありませんが、何年になりますか。

局 長 20年です。

齊藤推進委員 分かりました。よろしくお願いします。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質疑なし>

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。それではこれから現地確認を行います。現地確認は、推進委員さんも一緒にお願いします。現地確認後10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくお願いします。

<現地確認>

議 長 それでは休憩をとくまして、会議を再開いたします。
先ほど現地を確認しました農地法第4条許可申請について、申請人を呼んでおりますので入室させてください。

<申請人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請人の方ですか。

申請人 はい。

議 長 今、提出されました農地法4条の許可申請について、現地確認を行い、審

議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。

申請人 平成27年4月20日に許可をいただき、3年経ちましたので再度許可をいただこうと申請したものです。太陽光パネル下部の米の収量につきましては、殆ど影響ありませんでしたので、更新についてよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございました。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質疑なし>

議長 他にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請人 退室>

議長 それでは、第3号議案 農地法第4条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第4条許可申請につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議長 次に、現地を確認しました農地法第5条許可申請の整理番号1について、申請代理人を呼んでおりますので入室させてください。

<申請代理人 入室>

議長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい、〇〇設計です。

議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。

申請代理人 それでは、経緯から説明いたします。今現在アパートに住んでいますが、結婚してから、独身から借りているものですから、手狭になってしまいましたので、今の親の土地を使用貸借して、家を建てるといふことで、話が進みまして、本計画の申請に至りました。また、将来のことですが、親の近くで生活していれば、親の面倒も見ることができると考えています。申請建物の大きさですけれども、軽量鉄骨の2階建てです。建築面積が82.20㎡、1階床面積が81.38㎡、2階床面積が63.96㎡、総床面積は、145.34㎡です。概要としてはこのような概要です。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

飯田委員 現地確認をさせていただきましたが、土地があそこだけ低いですね。400mm盛土して、そこに建てるということですが、ここにある隣接地へのマウンドアップ施工ですか、これはよく分からないので説明願いますか。

申請代理人 マウンドアップして施工するところは、親の土地の側です。第三者との土地の間には、ブロック塀がありまして、そちらの方には雨水は流れないように考えています。マウンドアップというのは、少し地面より上げまして、水が流れないように考えています。

飯田委員 分かりました。

議 長 他の委員のみなさんよろしいですか。

議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人 退室>

議 長 それでは、第4号議案 農地法第5条許可申請の整理番号1について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号1につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

次に、現地を確認しました農地法第5条許可申請の整理番号2について、申請代理人を呼んでおりますので入室させてください。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい。

議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。

申請代理人 事業者であります〇〇〇〇〇〇〇の〇〇といいます。この度は、再生可能エネルギー発電事業として、太陽光発電事業を多くの土地を活用して展開するものです。こちらを計画地とした経緯は、高低差が少ない場所であり、太陽光効率もよく、1、2メートル程度の土の移動を行えば、平坦性を確保できるということで、太陽光発電施設の適地であるという判断から、計画をさせていただきました。以上になります。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

斉藤推進委員 私、地元の斉藤ですけれども、どのくらいまで平らにするのか。残土で平らにするのか。

申請代理人 土の持ち出しはいたしません。すべて中の土でバランスよく行います。

斉藤推進委員 先の方は低いですが、低いなりにいくのか。

申請代理人 全体として土を1メートル程度、道路より掘り下げる形になりまして、その取った土をそのまま低いところに持っていくという形になります。

斉藤推進委員 それと雨水はどうするのか。

申請代理人 全体的に平らなようなイメージを持っていただきたいのですが、低いところに対しては、高さ30cmの土の堤防のようなものを作りまして、それで対応したいと思います。計算上は、雨水1cmしか溜まらない計算ですので、30cm高く盛れば十分だと考えております。

斉藤推進委員 それで何かあれば対処していただきたいのですが、全部家の方に流れてきているので、その時はよろしくお願いします。

申請代理人 はい、分かりました。

議 長 他に無いですか。

綿貫委員 今、平坦性を確保しますということですが、太陽光パネルを設置すると思うのですが、もとの地べたには、砂利を敷くとかありますか。

申請代理人 ウッドチップを敷きます。

綿貫委員 ウッドチップですか。

申請代理人 木くずです。それを敷きますので、水は浸透します。舗装をかけるわけではないので、1cm程度で浸透してしまいます。それと道路側を少し低くして、奥は高くしますので、平らになりますので、現状以上に水は法面の方に行かないと考えています。ということで、ウッドチップなので浸透は効くということになりますので、水が今よりも増えていくことはないと考えています。

綿貫委員 それを敷くことによって、雑草等の防除もできるのですか。

申請代理人 ある程度防草効果はあります。後、弊社としましては定期的な除草作業と年に2回、試験メンテナンスを行っていく予定で考えています。

綿貫委員 はい、分かりました。

議長 他によろしいですか。

斉藤推進委員 道路際はフェンス等設置しますか。

申請代理人 今、道路境界の杭がありまして、そこから1m離れたところから工事を始めます。フェンスも道路から1m10cm離れたところに周りにフェンスを囲ってしまいます。全部囲ってしまいます。

斉藤推進委員 家の方の竹山も囲ってもらえるのか。

申請代理人 はい、全部囲います。

斉藤推進委員 はい、分かりました。

議長 他によろしいですか。

議長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人 退室>

議長 それでは、第4号議案 農地法第5条許可申請の整理番号2について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番

号2につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議長 次に、第5号議案 平成30年度標準農業労賃額（案）についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。

局長 第5号議案 平成30年度標準農業労賃額（案）について説明させていただきます。資料の44ページをご覧ください。平成26年度より当町も県農業会議が定めた地域別農作業標準賃金並びに機械による標準農作業料金額を採用することになり、一部改定が行われましたので改定するものです。平成30年度標準農業労賃額（案）をご覧くださいと思います。作業品目の上から3つ目の「水田耕起」ですが、昨年5,800円から100円上がり5,900円に、その下の「水田代かき」ですが、6,200円から100円上がり6,300円に、その2つ下の刈取脱穀のみ（コンバイン）ですが、17,200円から100円上がり17,300円に、その3つ下の畦塗り（トラクター）ですが、35円から1円上がり36円となっております。その他につきましては、昨年と変わっておりません。追加資料として、印旛郡内の設定状況一覧表を配布しておりますので、ご参照頂きたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質疑なし>

議長 特にないようですので、これから採決を行います。第5号議案 平成30年度標準農業労賃額（案）について、事務局案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、事務局案のとおり決定します。

議長 次に、第6号議案 農地取得（農地法3条）に係る下限面積（別段の面積）についてを議題とし、事務局より説明をお願いします。

局長 第6号議案農地取得（農地法第3条）に係る下限面積（別段の面積）について説明させていただきます。下限面積につきましては、昨年の12月の総会時に説明させていただきましたが、再度説明させていただきます。農地法第3条の許可を受けるためには、次の要件をすべて満たす必要があります

- ・申請時点で所有しているまたは借りている農地のすべてを耕作しており、かつ、申請地を効率的に耕作すること。
- ・申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。
- ・申請地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること。
- ・申請地の周辺の農地の利用に影響を与えないこととなっております。

下限面積とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可はできないとするものです。この下限面積が地域の平均的な農地の状況からみて、その地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定められることになっております。当町ではこれまで別段の面積は設定せず、農地法で定める基準どおり下限面積を50アールとしています。

下限面積を設定するにあたっては、定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が、耕作者総数の4割を下らないよう農地法施行規則第17条第1項第3号で規定されています。当町では、これまで農林業センサス等の結果を基に検討してきましたが、農地法で定める下限面積の50アール未満の耕作者の割合が、2005年が14%、2010年が13%、2015年が16%と、いずれも4割を大きく下回っていましたので、別段の面積を設定してきませんでした。別段の面積設定にあたっては、新規就農促進するために適当な面積とすることができるようになっており、耕作放棄地が相当程度存在することや

下
限面積を50アール未満にすることにより、その区域や周辺の地域における農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこととなっております。当町の耕作放棄地割合につきましては、過去5年でみますと、約8%（耕作放棄地面積：H29 46.5ha）で推移しております。以上を踏まえご検討いただければと思います。

議 長 事務局から説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

飯田委員 下限面積の50アール未満でも農地を買ったり農業を始めたりすることはできますか。

局 長 草花等集約的経営を行う場合には、基準面積以下でも例外的に農地の取得等が認められております。また、農地中間管理事業での利用配分計画や認定農業者への利用集積は、面積要件がないことから意欲ある新規参入者への障害とはならないと考えます。

飯田委員 分かりました。

議 長 他にありませんか。

<その他意見等なし>

議 長 それでは、他にないようですので、前回検討時と50アール未満の農家割合や耕作放棄地割合も殆ど変わっていないこと、また、草花等集約的経営を行う場合、基準面積未満でも例外的に認められること、更に、農地中間管理事業での利用配分計画や認定就農者への利用集積は、面積要件がないことから、意欲ある新規参入者への障害とならないとのことですので、今回は、下限面積引き下げの設定を見送ることとしてよろしいですか。

<異議なしの声あり>

議 長 それでは、異議なしとの声がありましたので、これから採決を行います。第6号議案 農地取得（農地法3条）に係る下限面積（別段の面積）について、設定を見送ることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地取得に係る下限面積（別段

の面積) の設定につきましては、今回は見送ることに決定します。

議長 長 次に、専決処理報告に移ります。初めに、農地法第18条第6項の規定による通知についての整理番号1及び2について、一括して報告をお願いします。

局長 農地法第18条第6項の規定による通知についての整理番号1及び2について、説明させていただきます。資料の48ページをご覧ください。先ず整理番号1についてですが、賃貸人は、馬橋在住者、賃借人は、酒々井町に住所を有する法人です。届出地は、馬橋の農地で、地目は田、面積は1,416㎡です。備考ですが、本賃貸借は、農用地利用集積計画によるもので、平成28年6月1日から10年間設定されたものですが、賃借人から賃貸人に解約を申し入れたところ、合意解約に至ったとのことです。続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知についての整理番号2について、説明させていただきます。資料の50ページをご覧ください。賃貸人は、成田市在住者、賃借人も同じく、成田市在住者です。届出地は、印旛沼新田の農地10筆で、地目は田、面積は合計で28,981㎡です。備考ですが、本賃貸借は、農用地利用集積計画によるもので、平成23年5月1日から10年間設定されたものですが、経営移譲年金を受給するために一旦合意解約し、第1号議案の整理番号7により名義を賃借人の子に設定しなおすものです。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質疑なし>

議長 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議長 長 続きまして、農地法第5条の届出について、報告をお願いします。

局長 農地法第5条の届出について、説明させていただきます。資料の52ページをご覧ください。譲受人は、多古町在住者、譲渡人は、横浜市在住者です。届出地は、酒々井の農地2筆で、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は合

計で 458.24 m²、届出理由は、住宅用地、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成 29 年 12 月 27 日付け、酒農委第 5 号の 14 で受理証明を出させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質疑なし>

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、軽微な農地改良届出書について、報告をお願いします。

局 長 軽微な農地改良届出書について、説明させていただきます。資料の 54 ページをご覧ください。通常、土砂等の利用による農地造成の一時転用は、県の許可が必要となりますが、本案件は、農地所有者自らが従前の作土と同等以上の土砂等を用いて軽微な農地の改良を行うものであるため、農業委員会への届出がなされたものです。農地所有者は、飯積在住者、届出地は、墨の農地で、登記地目は田、面積は 1,038 m²の内 299 m²です。事業期間は、平成 30 年 1 月 29 日から平成 30 年 3 月 20 日です。盛土等の高さは最大 98cm、隣接農地への被害防除対策は隣接地との法面を 30 度とするとのことです。工事完了後は、里芋を作付するとのことです。備考ですが、利用される土砂については、搬出元が明らかな畑土であり、建設残土等には該当しません。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質疑なし>

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議 長 次に、その他の（１）農業委員会だよりについて、事務局より報告をお願いいたします。

<事務局説明>

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質疑なし>

議 長 特にないようですので、次に、その他の（２）について事務局から何かありましたらお願いします。

<活動記録簿の提出について依頼>

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 6日の金曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、6日の金曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、6日の金曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。